

がん対策に関する施策の 令和２年度実施状況報告書

令和４年３月
調布市

がん対策の推進に向けて

悪性新生物（以下、「がん」という。）は、国においては昭和56年から、東京都においては昭和52年から死因の1位であり、死亡者数は増え続け、令和元年にがん で亡くなった人は約37万人、3人に1人ががんで亡くなっています。調布市においても、がんは死因の1位であり、令和元年は553人ががんで亡くなっています。また、生涯で2人に1人ががんに罹患すると言われています。

国は、がん対策の一層の充実を図るため、平成19年4月にがん対策基本法を、平成19年6月にがん対策推進基本計画（第1期）が施行されました。平成30年からはがん対策推進基本計画（第03期）がスタートし、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す」を全体目標とし、①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、②患者本位のがん医療の実現、③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図ることとしています。

東京都は、がん対策基本法に基づき、平成30年3月に「東京都がん対策推進計画」（第二次）を策定しています。

調布市では、調布市基本計画（平成27年度～30年度）において、「施策12 生涯を通した健康づくり」について、「がん検診の充実」を基本計画事業に掲げ推進してきました。また、市におけるがん対策を含む健康づくりに関する計画としては、平成17年に健康増進法に基づく「調布市民健康づくりプラン」を策定し、平成24年に第2次、平成30年に第3次のプランを策定し、がん検診の他、ピンクリボンキャンペーンをはじめとしたがんの啓発や、アフラックとの協定に基づく事業、調布市受動喫煙防止条例の制定など、がん対策を実施してきました。

がんは、誰もがかかる可能性がある疾病であり、高齢化が進む中でがん患者の増加が予測されます。死因の1位である一方で、がん医療の進歩は目覚ましく、令和2年11月公表の5年生存率は、68.6%と年々上昇しています。がんを早期発見・早期治療するだけでなく、がんと共に生き、回復していく生活に変化してきています。

このような中、調布市議会において、令和元年9月に、総合的ながん対策の推進のために、がん対策に関する施策の基本事項を定めた「調布市がん対策の推進に関する条例」が議員提出議案として提出され、制定、施行されています。

調布市がん対策の推進に関する条例の概要

この条例は、がん対策基本法の主旨や、市の責務並びに市民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となるべき事項を定めることにより、総合的にがん対策を推進することを目的としています。

がんの啓発・予防・早期発見に留まらず、ライフステージの課題や生活に沿った患者支援や、計画への位置づけなどについて記載しています。

また、実施したがん対策について毎年度市民に公表することとしており、本報告書はその内容をまとめたものです。

1. 情報の収集・提供等（第7条関係）

市は、保健医療福祉関係者等と連携を図り、市民ががんに関する適切な情報を得られるよう、情報の収集・提供その他広報を行うものとする。

情報提供・周知の実施状況

➤ 調布市健康ガイドの発行

令和3年度の健（検）診や予防接種の内容や日程・健康相談・健康情報などを記載した「調布市健康ガイド」を作成し、全戸配布した。

【配布時期】令和3年3月

➤ ひとくち健康メモ

コミュニティFMにて健康に関する講話として、がんに関する講話や受診勧奨等や講話を実施した

【実績】3回（がんに関連するもの）

➤ 広報紙「健康な暮らしのために」

健康情報を記載したチラシを作成した。

【発行回数】12回（がんに関連する記載は9回）

➤ がん検診の周知

がん検診の目的・メリット・デメリットなどを記載した文書を受診券送付時に同封した。

➤ 受動喫煙ゼロの店登録

店舗内禁煙や敷地内禁煙を実施している飲食店の登録。登録店に禁煙ステッカーを配布、市のホームページで紹介した。

【登録件数】81件（令和3年3月31日時点）

➤ 今から始める健康づくり教室（親子編）

就学前親子を対象に、市内保育園と幼稚園で健康教育を実施する中で、女性がんの啓発とがん検診の周知を行った。

【実績】2園（他にも予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

2. がん教育（第8条関係）

市は、児童、生徒その他の市民が学校教育、社会教育等の学習の場において、がんに関する理解を深めるための教育を推進するよう努めるものとする。

がん教育の実施状況

➤ 今から始める健康づくり教室（学童編）

学童クラブを利用している児童を対象に、たばこの煙の影響や、口腔内の観察、歯ブラシの選び方、食べる時の姿勢の話等について講話や実技を行った。

【実績】新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来の教室型を中止し、全学童に資料を配布

➤ 防煙教育

児童・生徒を対象に、調布市医師会の医師等から、たばこについて、がんを含めた健康や成長発達に影響することの講義を行った。（教育部指導室）

【実施回数】市内小学校1校、中学校1校

3. がんの予防のための取組（第9条関係）

市は、がんの予防に資するため、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、ウイルス等の感染及び生活環境が健康に及ぼす影響等の正しい知識の普及啓発その他の必要な取組を実施するものとする。

がん予防の取組状況

➤ ピンクリボンキャンペーンの実施

文化会館たづくり東館エントランスホールで、乳がんに関する展示・啓発グッズの配架を行った。

【実施時期】 10月

➤ 今から始める健康づくり教室（学童編）（再掲）

➤ 禁煙相談

禁煙希望者又はその家族を対象に、医師が個別に問診・禁煙治療の内容説明などを行った。

【実施回数】 1回（11月）

➤ 受動喫煙ゼロの店登録（再掲）

➤ ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種

子宮頸がん予防のためのワクチン接種。積極的勧奨を見合わせ中だが、定期予防接種であることの周知のため、16歳（高校1年生相当）に情報提供を行った。

【通知者数】：888人

➤ 肝炎ウイルス検診

40歳以上の方を対象とした、B型及びC型肝炎の感染の有無を確認する検査
※肝がんの原因の多くを占めるB型・C型肝炎の発見と治療のため

【受診者数】 40歳：502人、41歳以上：30人

➤ 胃がんリスク検査

40歳～49歳を対象とした、ヘリコバクター・ピロリ菌（以下、ピロリ菌）の感染の有無を確認する検査

※胃がんになりやすいとされている、ピロリ菌感染の発見と治療のため。

【受診者数】 180人

4. 受動喫煙防止の施策の推進（第10条関係）

市は、がんの予防に資するため、調布市受動喫煙防止条例（平成31年調布市条例第1号）に基づき、受動喫煙を防止するための施策を推進するものとする。

受動喫煙防止上の施策の実施状況

➤ 調布市受動喫煙防止条例の周知啓発

令和元年7月1日に施行した調布市受動喫煙防止条例をより広く知ってもらうための広報活動

①チラシの全戸配布

受動喫煙防止のためのチラシを作成し全戸配布した

【配布時期】令和3年3月

②禁煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーン

環境政策課と共同で、市内京王線各駅における清掃活動等を通じた周知活動を実施した。

【実施期間】令和2年11月13日から同月19日までの平日5日間

③ポスター・市報・ホームページ・テレビ広報等による広報活動を実施した。

➤ 路上等喫煙禁止区域の設定と周知

公共性が高い場所や、受動喫煙の影響が大きい児童が利用する施設と接する路上等を喫煙禁止区域に設定し、周知を行った。

①市内9駅の周辺を路上等喫煙禁止区域とし、定期的にパトロールを行い、周知・啓発に努めた。（環境部環境政策課）

②市立小学校通学路での喫煙を控えるよう電柱に掲示した（教育部学務課）

③保育園、小・中学校などの児童福祉施設と接する路上を禁煙とし、表示した。

④市立施設を原則敷地内禁煙として、掲示にて周知した。

➤ 禁煙相談（再掲）

➤ 受動喫煙ゼロの店登録（再掲）

➤ 受動喫煙に関する庁内連絡会

受動喫煙防止対策を庁内連携により推進していくため、関係各課及びタバコ対策アドバイザーを構成員とした連絡会を実施した。

【実施回数】3回

5. がんの早期発見のための取組①（第11条関係）

市は、がんの早期発見に資するため、がん検診の質の向上を図るとともに受診率の向上に努めるほか、必要な取組を実施するものとする。

がんの早期発見のための取組

- 各種がん検診等の実施
- 乳がん検診 41歳、子宮頸がん検診 21歳の無料クーポン券の送付
- 胃がん内視鏡検査の対象年齢を拡大（66歳・68歳の追加）
- がん検診の結果が要精密となった方の受診確認及び未受診者の受診勧奨

【実施方法】

検診名	対象年齢	実施方法
胃がん検診	30歳以上 (内視鏡検査は 50・52・54・56・58・ 60・62・64・66・68歳)	個別通知 申込み制
大腸がん検診	30歳以上	個別通知 申込み制
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	個別通知 申込み制 クーポン券
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	申込み制 クーポン券
肺がん検診	40歳以上	申込み制
胃がんリスク検査	40歳～49歳	申込み制
前立腺がん検診	50歳～70歳の男性	申込み制

5. がんの早期発見のための取組②（第11条関係）

【受診状況】

単位（人）

検診名	個別通知	申込み制	クーポン券	合計	がん 発見数
胃がん検診 （バリウム）	7,206	269		7,475	11
胃がん検診 （内視鏡）	1,364	333		1,697	4
大腸がん検診	21,425	524		21,949	56
子宮頸がん検診	2,016	608	124	2,748	1
乳がん検診		1,842	348	2,190	10
肺がん検診		455		455	0
胃がんリスク 検査		180		180	0
前立腺がん検診		227		227	0

6. がん患者等への支援（第12条関係）

市は、がん患者等の精神的・経済的不安を軽減するため、相談体制及び情報提供等の充実を図るとともに、緩和ケア（がん患者の身体的・精神的な苦痛の軽減又は社会生活上の不安の緩和等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実及びライフステージに応じた支援のための環境整備に努めるものとする。

がん患者等への支援の状況

➤ 骨髄移植ドナー支援事業 ※1

骨髄・末梢血管細胞移植が必要な患者に骨髄等を提供するドナー及びドナーを雇用する事業者の支援を実施した（助成金）

【実績】ドナー1人に対して1件

➤ 「調布市とアフラックのがん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定書」に基づく共同事業 ※1

調布市とアフラックの協働により、がんに関する啓発及び受診率向上に向けた各種事業や取組を実施した。

①調布市職員による小児がん患者支援募金活動

小児がんの子どもたちとその家族への支援として、調布市職員や福祉関係団体等を対象に募金の呼び掛けを行った。

【実施日】令和2年9月23日～10月7日

②「アフラックススポーツガーデン」での普及啓発

③小児がん経験者・がん遺児奨学金制度の街頭募金

※②・③は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

➤ 地域包括支援センター事業

地域包括支援センターにおいて、在宅療養を希望する方へ必要なサービスの利用調整や相談を行った。（福祉健康部高齢者支援室）

➤ ちょうふ在宅医療相談室

病院からの退院を前にあるいは通院が困難になった際に、訪問診療のできる医療機関を紹介した。（福祉健康部高齢者支援室）

7. がん患者等への就労・就学支援（第13条関係）

市は、前条に規定するがん患者等への支援のうち、特にがん患者等の就労・就学に際して適切な労働環境や教育環境が整備されるよう、事業者及び教育関係者に対するがん患者等への支援に関する知識の普及その他必要な取組の実施に努めるものとする。

がん患者等への就労・就学支援の状況

➤ 国や東京都が実施しているがん患者への支援体制についての情報収集

市ホームページ等での公表に向けて、患者数の少ない小児がんやAYA世代がんを中心に、情報収集を行った。

東京都小児・AYA世代がん診療連携協議会相談情報部会では、AYA世代のがん患者さん向けのリーフレットを作成している。

8. 在宅療養希望者への支援（第14条関係）

市は、在宅療養を希望するがん患者等に対し、保健医療福祉関係者等と連携及び協力を図り、適切な情報提供及び相談支援その他の在宅療養の充実に必要な取組の実施に努めるものとする。

在宅療養希望者への支援の状況

- 地域包括支援センター事業（福祉健康部高齢者支援室）（再掲）
- ちょうふ在宅医療相談室（福祉健康部高齢者支援室）（再掲）

9. 今後の課題

【令和2年度の評価】

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急事態宣言によるがん検診の一時中止や、外出控えによる受診者数の減少が顕著であった。
- 講座などの対面して実施する事業が難しく、中止が多かった。普及啓発や講座など対面以外の実施方法の検討が必要。
- がん教育やがん患者等支援について、今後、取組を進める。



【今後の取組】

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続いているが、がん検診は必要な検診であることや、医療機関の感染予防対策を周知し、がん検診の受診率向上に取り組む。
- 普及啓発や講座などは、資料配布や動画配信等の実施方法を検討する。
- がん教育やがん患者等支援について、引き続き国や東京都等の実施状況を情報収集し、必要な情報を周知する。

調布市がん対策の推進に関する条例

令和元年 9 月20日条例第18号

がんになる可能性は誰にでもあります。調布市でもがんが死因の第1位を占めています。しかし、がんは、早期発見・早期治療により治せる疾病へと変わりつつあります。

一方、がん対策には新たな課題もクローズアップされています。小児がん、若い世代のがんや高齢期のがんへの対策、さらにはがん患者の就労・就学支援や家族への支援などの必要性が指摘され、がん患者等のライフステージに応じた支援が求められています。

がんを知り、がんを予防する生活習慣の実践とがん検診の受診で、いつまでも自分らしく暮らしていくことも可能になります。

調布市は、近在するがん診療連携拠点病院、保健医療福祉関係者、事業者等がんと向き合う団体等に恵まれており、こうした団体等と連携・協力をしながらがん対策を推進してきました。その特色を生かし、効果的な施策につなげることで、がん対策のより一層の強化を図り、市民が安心して生活できることを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、前文及びがん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、市の責務並びに市民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となるべき事項を定めることにより、総合的にがん対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）保健医療福祉関係者 医師その他の医療関係者、がんの予防に携わる者、がん患者の介護に従事する者及びがんに関する知識の普及啓発活動を行うものをいう。

（2）がん患者等 がん患者及びその家族をいう。

（3）事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

（4）がん医療 がんに対する科学的知見に基づく適切な医療をいう。

（市の責務）

第3条 市は、国、東京都、市民、保健医療福祉関係者、事業者その他の関係団体と連携を図り、調布市の特色に応じたがん対策に関する施策を総合的に実施するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、がんに関する正しい知識を身に付け、がんの予防に必要な注意を払い、及びがん検診を積極的に受診し、並びにがん患者に関する理解を深め、並びに市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療福祉関係者の役割）

第5条 保健医療福祉関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるとともに、がんの予防及び早期発見に資する環境の整備並びにがん医療及び福祉サービス並びにがんに関する情報の提供に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるとともに、従業員及びその家族のがんの予防及び早期発見に資する環境の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供等）

第7条 市は、保健医療福祉関係者等と連携を図り、市民ががんに関する適切な情報を得られるよう、情報の収集・提供その他広報を行うものとする。

（がん教育）

第8条 市は、児童、生徒その他の市民が学校教育、社会教育等の学習の場において、がんに関する理解を深めるための教育を推進するよう努めるものとする。

（がんの予防のための取組）

第9条 市は、がんの予防に資するため、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、ウイルス等の感染及び生活環境が健康に及ぼす影響等の正しい知識の普及啓発その他の必要な取組を実施するものとする。

（受動喫煙防止の施策の推進）

第10条 市は、がんの予防に資するため、調布市受動喫煙防止条例（平成31年調布市条例第1号）に基づき、受動喫煙を防止するための施策を推進するものとする。

（がんの早期発見のための取組）

第11条 市は、がんの早期発見に資するため、がん検診の質の向上を図るとともに受診率の向上に努めるほか、必要な取組を実施するものとする。

（がん患者等への支援）

第12条 市は、がん患者等の精神的・経済的不安を軽減するため、相談体制及び情報提供等の充実を図るとともに、緩和ケア（がん患者の身体的・精神的な苦痛の軽減又は社会生活上の不安の緩和等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実及びライフステージに応じた支援のための環境整備に努めるものとする。

（がん患者等への就労・就学支援）

第13条 市は、前条に規定するがん患者等への支援のうち、特にがん患者等の就労・就学に際して適切な労働環境や教育環境が整備されるよう、事業者及び教育関係者に対するがん患者等への支援に関する知識の普及その他必要な取組の実施に努めるものとする。

（在宅療養希望者への支援）

第14条 市は、在宅療養を希望するがん患者等に対し、保健医療福祉関係者等と連携及び協力を図り、適切な情報提供及び相談支援その他の在宅療養の充実に必要な取組の実施に努めるものとする。

（計画の取扱い）

第15条 市は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策に関する施策等を調布市における市民健康づくりプランに位置付けるものとする。

（市民への公表）

第16条 市は、毎年度、がん対策に関する施策の実施状況について市民に公表するものとする。

（財政上の措置）

第17条 市は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長その他の市の機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は令和3年4月1日から、第15条の規定は令和5年4月1日からそれぞれ施行する。

登録番号
(刊行物番号)

2021-233

がん対策に関する施策の令和2年度実施状況報告書

発行日 令和4年3月

発 行 調布市福祉健康部健康推進課

〒182-0026

調布市小島町2-33-1

文化会館たづくり西館保健センター

042-441-6100（直通）

印 刷 庁内印刷